

調布市防災市民組織補助金交付要綱

○調布市防災市民組織補助金交付要綱

昭和 60 年3月30日要綱第6号

改正

昭和 63 年4月1日要綱第8号

平成 16 年3月24日要綱第17号

平成 29 年3月31日要綱第81号

令和3年3月31日要綱第45号

令和4年3月11日要綱第23号

令和5年3月 3 日要綱第15号

調布市防災市民組織補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、防災市民組織に補助金を交付することにより、防災市民組織の育成及び充実を図り、もって市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱で「防災市民組織」とは、震災等の災害から地域社会を守るために自治会等を単位として、市民が自主的に結成した組織で、市長が認めたものをいう。

第3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助金の交付を受ける会計年度内に支出する経費であって、他の補助金制度等により現に全部又は一部の補助を受けていないものに限る。

- (1) 防災のための各種訓練実施に要する経費
- (2) 防災のための各種啓発活動に要する経費
- (3) 防災市民組織の運営に要する経費
- (4) 防災市民組織の防災用品等の充実を図るために要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

第4 補助金の種類

防災市民組織に交付する補助金の種類は、防災市民組織結成時に交付する補助金（以下「組織結成時補助金」という。）及び防災市民組織結成の翌年度以降に交付する補助金（以下「組織結成後補助金」という。）とする。

第5 補助金の額及び交付回数

- 第4に規定する組織結成時補助金の額は、1防災市民組織につき4万 5,000 円とする。
- 2 組織結成後補助金の額及び交付回数は、1防災市民組織につき3万円とし、1年度1回に限るものとする。

第6 申請の手続

補助金の交付を受けようとする防災市民組織の代表者は、補助金交付申請書（第1号様式）により補助金の交付を受ける会計年度2月末日までに市長に申請しなければならない。

第7 交付の可否及び通知

市長は、第6の申請書を受理したときは、審査のうえ、補助金の交付を行うことが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不相当と認めるときは、その旨を文書により代表者又は申請者に通知するものとする。

第8 実績報告

補助金の交付を受けた防災市民組織の代表者は、補助事業を完了するとき、又は当該補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、速やかに、実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

第9 補助金に関する調査等

市長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた防災市民組織の代表者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

第10 決定の取消し

市長は、防災市民組織の代表者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

第11 補助金の返還

市長は、第10の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日要綱第8号）

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日要綱第17号）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、平成16年度分以後の補助金に係るものについて適用し、平成15年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日要綱第81号）

この改正は、平成29年3月31日から施行し、この改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、平成28年度分以後の補助金に係るものについて適用する。

附 則（令和3年3月31日要綱第45号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日要綱第23号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日要綱第15号）

この改正は、令和5年4月1日から施行し、この改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の補助金に係るものから適用する。